令和２年５月 11 日

保護者各位

那覇市教育委員会
教育長　田端　一正

臨時休業期間の変更及び臨時登校について（通知）

平素より、学校における感染症対策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

見出しのことについて、本市において新型コロナウイルスの感染者数が減少していることや特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針等を踏まえ、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。保護者の皆様におかれましては、下記の内容をご確認くださいますよう、御協力をお願いいたします。

記

１　臨時休業期間の変更

令和２年５月７日（木）から５月 20 日（水）までとし、５月 21 日（木）から学校を再開します。

※ 学校再開後の登校につきましては、後日お知らせいたします。

２　休業期間中の臨時登校について

(1) 期間　　５月 14 日（木）～５月 20 日（水）に 学校の実情に応じて１、２回設定することができます。ただし、学校の実情に応じて設定しない場合もあります。

(2) 実施方法

原則、分散登校とし、集団感染のリスクを高める３つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないよう実施します。

(3) 実施内容

学校再開に向けての段階的な活動再開の内容とします。

(4)保健安全について

① 手洗い、咳エチケット、マスク着用を徹底していきます。

② 教室等の換気は気候上可能な限り常時行います。
（空調使用時においても換気は必要であることに留意します）

③ 終了後は、速やかに下校させます。

④ 学校にて発熱が確認された場合は、保護者に引き取っていただきます。

⑤ 児童生徒、またはその家族に風邪症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等)があるときは、登校を控えて下さい。

⑥ 臨時休業中に特定警戒都道府県へ渡航歴のある児童生徒、または特定警戒都道府県より転入学等のために来沖する児童生徒は、来沖した日の翌日から原則として２週間は、自宅待機をして下さい。２週間後、健康状態に問題がなければ登校ができます。

※ 上記の対応は、令和２年５月 11 日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

＜本件のお問い合わせ＞
那覇市教育委員会　学校教育課
TEL 098-917-3506　FAX 098-917-3522